

芝山町電子入札約款

平成30年8月28日制定

(目的)

第1条 芝山町の発注に係る工事又は製造の請負並びに調査、測量、設計等の委託、物品の購入又は賃貸借、役務の提供に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等について疑義があるときは、指定期日までに説明を求めることができる。

2 入札書は電子入札システムにより作成し、公告又は通知書に示した時刻（以下、「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、芝山町入札参加資格者審査に申請した代表者又は代理人とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

なお、紙入札による入札参加者にあつては、以下の定めるところにより提出するものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当課に直接持参し、又は送付（入札日の前日までに到達するものに限る。）により行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独禁法」という）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏の行動をとるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

3 指名競争入札において、入札参加者が一者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

4 一般競争入札において、入札参加者が一者である場合であって、かつ、入札の競争性、公平性及び公正性を保つことができないと認められるときは、入札を取りやめることができるものとする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)

(3) 必要事項を欠く入札

(4) 紙入札において、次に該当する場合

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ロ 記名、押印を欠く入札

ハ 金額を訂正した入札

ニ 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札

ホ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札

(5) 明らかに談合であると認められる入札

(6) 電子認証書を不正に使用した入札

(7) 入札手続きにおいて必要とされた書類に重大な不備があると認められた者のした入札

(8) 予定価格を事前公表された入札において、予定価格を超える金額の入札

(9) 一般競争入札 (事後審査型) において、期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者のした入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(2) 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(開札)

第9条 入札執行者は、公告又は指名通知に示した日時及び場所において、電子入札システムにより開札を行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。

3 立ち会いを希望する入札参加者は、開札日時までに電子入札開札立会申請書を入札執行課に提出す

るものとする。

4 開札の立ち会いを希望する者がいない場合は、職員を立ち合わせるものとする。

(保留)

第10条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

(1) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の入札参加資格確認審査を実施するとき

(2) 入札執行者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第11条 入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の最低制限価格は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 建築工事、鋼橋梁工事、隧道工事、堰堤工事、下水処理施設工事及びこれらに類する工事並びにこれらに付帯する設備工事については、予定価格の100分の85に相当する額とする。

(2) 一般土木工事、ほ装工事及びその他の工事並びに製造については、予定価格の100分の80に相当する額とする。

3 一般競争入札（事後審査型）の場合においては、第1項中「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えて、入札参加資格を確認する者を決定する。

(同価格の入札参加者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

2 一般競争入札（事後審査型）の場合においては、前項中「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えて、入札参加資格を確認する者を決定する。

3 次順位候補者の順位を決定する必要がある場合は、当該入札参加者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して次順位候補者の順位を決定する。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行うものとする。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札を行わないものとする。

(落札候補者の資格確認及び落札決定)

第14条 落札候補者となった者は、制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を総務課契約管財係に持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、町長は当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に資格確認申請書の

提出を求めるものとする。

- 3 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を除く。）に理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を芝山町長とする書面を総務課契約管財係に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答するものとする。
- 4 前3項の規定は、次順位候補者に資格確認申請書の提出を求めた場合において準用する。
- 5 資格確認申請書を提出した候補者が、入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者として決定する。この場合において、既に確認を行なった者を除き、その他の候補者の資格確認は行なわないものとする。

（契約の締結）

第15条 落札者は、落札決定の日から5日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年芝山町条例第15号）第2条に該当する工事又は製造の請負に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、町長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の保証）

第16条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、町長が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- （1）当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- （2）当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- （3）当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- （4）契約保証金の納付
- （5）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

（異議の申立て）

第17条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第18条 町長は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。